



栃木県公報

平成20年
12月2日(火)
号外
第126号

目次

公 告

都市計画の構想に関する公聴会の開催..... 1

公 告

○都市計画の構想に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき足利佐野都市計画道路3・4・1号前橋水戸線の変更に係る公聴会を開催するので、都市計画に関する公聴会運営要領（昭和44年栃木県告示第642号。以下「要領」という。）第2条の規定により次のとおり公告し、同条第3号の都市計画の構想に係る図書を栃木県県土整備部都市計画課、栃木県佐野土木事務所及び栃木県足利土木事務所において平成20年12月2日から同月16日まで縦覧に供する。

なお、要領第3条の規定により、当該都市計画の構想について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見申出書を提出することができる。

平成20年12月2日

栃木県知事 福田 富一

1 公聴会の日時及び場所

(1) 足利会場

ア 日時

平成20年12月24日（水）午後7時から

イ 場所

足利市伊勢町4-19

栃木県庁足利庁舎4階大会議室

(2) 佐野会場

ア 日時

平成20年12月25日（木）午後7時から

イ 場所

佐野市堀米町607

栃木県庁安蘇庁舎5階大会議室

2 都市計画の構想

種別	名称		位置			区域 延長	構造			造 地表式の区間における 鉄道等との交差の構造
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地		構造 形式	車線 の数	幅員	
幹 線 街 路	3・4・1	前橋水戸線	佐野市 関川町 字地獄 沢	足利市 小俣町	足利市 永楽町	約 25,690m	地表式	2車線	18.0m	JR両毛線と立体交差 東武鉄道佐野線と立体交差 自動車専用道路と立体交差2箇所 幹線街路3・4・2号黒袴 迫間線と立体交差 幹線街路と平面交差30 箇所

3 その他

縦覧期間満了の日までに、意見申出書の提出がない場合及び意見申出書による公述の申し出がない場合

は、公聴会を開催しないものとする。なお、傍聴を希望する者は、公聴会の開催の有無について、あらかじめ栃木県県土整備部都市計画課施設計画担当（電話028-623-2465）、栃木県佐野土木事務所企画調査課（電話0283-24-3112）又は栃木県足利土木事務所企画調査課（電話0284-41-4100）に問い合わせること。

（都市計画課）